国民健康保険関連通知等送付先設定申請書

令和　　年　　月　　日

（宛先）
大津市長

届出人

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

世帯主との関係＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記のとおり、国民健康保険に関する通知等の送付先設定について、別紙【取扱事項】に同意したうえで申請します。

被保険者証記号・番号		滋大								届出の種類	新規・変更・廃止
世帯主	住所	〒　　－									
	氏名										
	生年月日	明治・大正・昭和・平成　　年　　月　　日									
	電話番号	（　　）　　－									
送付先	送付先の住所・方書	〒　　－									
	電話番号	（　　）　　－									
	世帯主との関係										

□　別紙の【取扱事項】に関して、内容を理解し、了承いたしました。（ﾁｪｯｸを入れてください）

（別紙）

【国民健康保険関連通知等送付先設定　取扱事項】（申請者渡し用）

（1）この申請により、国民健康保険の給付、保険料及び保健事業に関する書類（以下、「通知等」）書類が、「送付先の住所・方書」（以下、「送付先」）に記載の内容で郵送されるようになるため、住民登録地の住所には郵送されないことになります。国民健康保険の給付及び保険料に関する書類の宛名は世帯主のままで変更されませんが、保健事業の宛名は対象者個人宛てとなります。なお、保険料の納付義務者は世帯主のまま変更されませんので、滞納があった場合の処分の対象は世帯主となります。

（2）この届出書には、身分証明書（官公署発行で届出日現在、有効期限内のものに限る）の写しを必ず添付してください。（例：運転免許証、マイナンバーカードのおもて面、パスポート等、後見人の場合は後見人登記事項証明書等の写しも必要です。）また、別世帯の方が届出をする際は、世帯主からの委任状が必要となります。不備の場合、届出を受けることはできません。

なお、申請者が世帯主以外の場合は、世帯主の同意が得られているものとしています。

（3） この申請をされても、国民健康保険の被保険者証及び高齢受給者証、限度額認定証は住民登録地へ送付されますので、ご注意ください。なお、被保険者証等の送付先の変更を希望される場合は、別途申請が必要となります。

（4） 届出の種類は、以下のいずれかに該当するものを選んでください。

- 新規 ： 住民登録地に郵送されている通知等を、新たに送付先へ郵送する場合
- 変更 ： 既に申請済みの送付先の内容を変更する場合
- 廃止 ： 既に申請済みの送付先を廃止し、住民登録地へ郵送する場合

（5） 送付先設定を申請されると、変更や廃止の届け出をされるか、下記（6）の場合に該当しない限りは、設定された送付先に通知等を郵送します。

また、他保険加入や市外転出などの理由で、大津市の国民健康保険の資格を喪失されても、保険料の変更通知や精算等の必要から通知等を郵送する場合があるため、送付先の設定は自動的には解除されません。

送付先をさらに変更する場合や、送付先を設定する必要がなくなった場合は、速やかに届け出てください。

（6） 送付先設定を行った後に世帯の方全員が国民健康保険から脱退され、再び加入された場合、引き続き送付先へ通知等を郵送する必要がある場合は、再度届け出てください。

（7） 下記に該当した場合は、届け出がなくても送付先設定を解除します。

- 世帯主に変更があったとき。
- 設定された送付先の住民等から解除の申し出があったとき。
- 設定された送付先に送付しても通知等が到達しないとき。
- 設定された送付先に送付すると個人情報の管理等において問題があると判断されたとき。
- 不正な目的のために用いられたとき。

※この【取扱事項】は保管していただくようお願いいたします。